

品川区立大崎中学校PTA会則

第一章 名称と事務所

第一条(名称) 本会は東京都品川区立大崎中学校PTAという。

第二条(事務所) 本会の事務所は東京都品川区立大崎中学校内に置く。

第二章 目的および方針

第三条(目的) 本会は、学校と家庭及び地域社会との緊密な連携により、生徒の教育的環境の向上および福祉増進をはかるとともに、会員の知識・教養の向上及び会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第四条(方針) 本会は教育を本旨とする任意団体として、次の方針に従って活動する。

- 1, 本会は自主独立のものであり、他のいかなる団体及び機関の支配や干渉を受けない。
- 2, 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3, 特定の政党や宗教にかかわることなく、また営利を目的とするような行為を行わない。

第三章 事業

第五条(事業) 本会は前章の目的を達成するために、次のことを行う

- 1, 生徒の徳業の育成と学力の向上に協力する。
- 2, 生徒の文化の向上と保健衛生の改善につとめる。
- 3, 家庭と学校・地域社会との緊密な連携の機会を常時設け、生徒の安全の向上と成長発達を助ける。
- 4, 教育の場としての環境の整備・充実に協力する。
- 5, 随時、会員相互の連携をはかり、会員の研修のため講演・講習・研究・視察・懇談などの会を催す。
- 6, その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第四章 会員資格

第六条(会員) 本会への入会は任意とし、本会の目的、方針、事業に賛同する次の各号から広く公募する。

- 1, 本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者。
- 2, 本校に在籍する教職員。
- 3, 入会の意味確認は、入学時に配布する、PTAの係決めアンケート、個人情報登録をもってこれに代える。ただしこれを提出していない場合でも、別途定める退会届を4月末日までに提出しない場合入会とみなす。

第七条(役員) 本会に次の役員を置く。

- 1, 名誉会長 一名(現校長とする)
- 2, 会長 一名(会務を統括し、会議にあつてはその議長となる)
- 3, 副会長 四～六名(各部と執行部の連携をするとともに、必要に応じて会長代行の職務を置き、会長の職務を代行することが出来る。)
- 4, 書記 二～四名(一般庶務を掌る)
- 5, 会計 二～四名(現金の出納保管・予算案の作成にあたる)
- 6, 会計監査 二～三名(会計を監査する)

第八条(選出) 役員・委員は次の方法で選出する。

- 1, 会長・副会長・書記・会計は会員の中より、会計監査は会員もしくは前期役員の中より選出し、総会で承認を受ける。
- 2, 会員の中からそれぞれ学年部員、文化厚生部員、校外生活部員、広報部員を選出する。

第九条(役員候補選考委員会の構成と任務) 役員候補選考委員会は特に設けず、全体からの推薦をもって候補を選出する。

第十条(任期) 役員は任期は一年とする。役員は任期満了後でも後任者の就任を見るまではその任にあたる。また、いかなる役員も三年を超えての重任は行なわない。

第十一条(補佐) 役員に欠員を生じたときは、必要によって補充する。補佐役員の任期は前任者の残任期間とする。

第十二条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は実行委員会において推薦し、総会の承認を得て決定する。顧問は会長の諮問に応ずる。

第十三条(校長) 校長は各会合に出席して意見を述べることができる。

第五章 会務と運営

第十四条(会務) 本会に次の専門部を置き、選出した委員及び教職員の全員をもって分担する。

- 学年部 学年ごとに構成され、保護者への連絡および親睦を図る事業に関すること
- 広報部 大崎中学校および地域での会報の発行等広報活動に関すること
- 文化厚生部 生徒ならびに会員の文化向上および福利厚生に関すること
- 校外生活部 生徒の校外生活の指導、他機関との連絡等に関すること

第十五条(運営)各専門部の組織を次の通りとし、部長は部会を招集し、所管事項を協議して、実行委員会に提案
または報告をする。

- 1, 部長 一名
- 2, 副部長 一～二名
- 3, 委員 若干名

第六章 会議

第十六条(会議) 会議は総会、実行委員会、学校委員会、学年・学級委員会の四種とする。

第十七条(招集) 会議は会長が招集する。

第十八条(総会) 総会は本会の議事機関で通常総会と臨時総会の二種類とする。

通常総会は毎年一回、学年の終わりに開催する。臨時総会は会長が必要と認めるとき、
あるいは会員の二分の一以上の請求があった時、開くことができる。

総会は次の事項について議する

- 1, 役員の選出に関する事。
- 2, 予算・決算に関する事。
- 3, 会務の運営に関する事。
- 4, 会則ならびに細則の改正・変更に関する事。
- 5, その他必要と認めた事項。

第十九条(実行委員) 実行委員会は本会の執行機関で会長・副会長・書記・会計・各部長・各学年代表をもって組織し、
次の事項を議する。

1. 総会で提案・決定された事項の実施に関する事。
2. 総会で決定された事項の細目に関する事
3. 予算・決算の作成、事業計画に関する事。
4. 緊急を要する事項で時間的に総会を開けない場合。但しこの事項については次の総会で承認を得なければならない。
5. その他会務の執行および運営に必要な事項に関する事。

第二十条(議決) 各議会の議決は出席者の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。
その方法は、各議会の都度、執行部が決定する。

第七章 会計

第二十一条(経費) 本会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

第二十二条(会費)

- 1, 本会の会員(家庭)は年額2,600円(会費2,400円+保険料200円)を納めなければならない。
- 2, 円滑の運営のため、会費の収納は毎年6月に学校事務より引き落としにて徴収する。
- 3, 年度途中の転入者が当会に入会する場合は、在籍月の翌月から月数分を納付するものとする。
- 4, 年度途中の転出者の会費は、退会月の翌月以降の月数分を返還するものとする。
- 5, 会費を特別に徴収したり、または増減したりする必要のあるときは、総会の議決を経なければならない。
特別な事情のあるものは、前項の規定にかかわらず会費あるいは入会金を減額し、または免除することができる。

第二十三条(年度) 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十四条(資産) 本会の資産は第2章の各条項以外の目的に使用してはならない

第二十五条(会計)

- 本会の予算は、規約や細則の定めに従って執行しなければならない。
- 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいておこなわれる。
- 本会の収支予算は、会計年度毎に総会の議決を得なければならない。
- 本会の会計は、会計年度毎に決算報告書を作成し、総会において承認を得なければならない。
- 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告する。
- 会計監査の回数および時期については、各年度の関係者間で別途協議する。
- 本会は帳簿として、PTA議事録、役員・委員名簿、会計簿、領収書綴、貯金通帳を備えつける。

第二十六条(その二会計) 決算時に於いて繰越金は、原則としてPTA基金として積み立てて緊急または特別の事業
(周年行事など)を行う場合支出する。その支出の使途については、実行委員会(委員総会)
で決める。このために「その二会計」を作る。 平成八年三月十六日増設

【付則】

第一条(施行期日) この会則は昭和四十四年四月一日から実施する。

- * 昭和五十年四月一日 一部改正 * 平成二年四月一日 一部改正
- * 平成六年四月一日 一部改正 * 平成七年三月二十二日 一部改正
- * 平成十一年三月十五日 一部改正 * 平成十五年三月十三日 一部改正
- * 平成十九年三月二十二日 一部改正 * 平成二十四年三月十九日 一部改正
- * 平成二十八年三月二十三日 一部改正 * 令和七年三月二十四日 一部改正
- * 令和八年五月二十九日 一部改正

【大崎中学校PTA会則内規】

1, 会則第四章 第八条(選出) 1項に関して

☆会計・書記は内定した会長・副会長候補を含めた選考委員会で会員中より選出し総会で承認を受ける
(補足) 1, 選考委員より役員候補として選考された場合は、選考委員から外す。

2, 前項の場合及び転出等の理由で選考委員に欠員が生じた場合でも、委員の補充は行わない。

2, 会則第六章 第十八条(総会)項に関して

☆総会の定足数……総会は会員の五分之一(委任状を含む)以上の出席で成立する。

【大崎中学校PTA慶弔規定】本会の慶弔に関する事項を次のとおり定める。

〈1〉慶に関する場合

教職員の婚姻の場合 祝儀5千円

〈2〉弔に関する場合

1. 教職員死亡の場合 香典一万円

2. 生徒本人の死亡の場合 香典一万円

3. PTA会員(保護者)死亡の場合 香典一万円

〈3〉上記以外の場合については、実行委員会で協議をして決定する。また、緊急の場合は会長の判断により支出し、事後実行委員会で承認を得る。

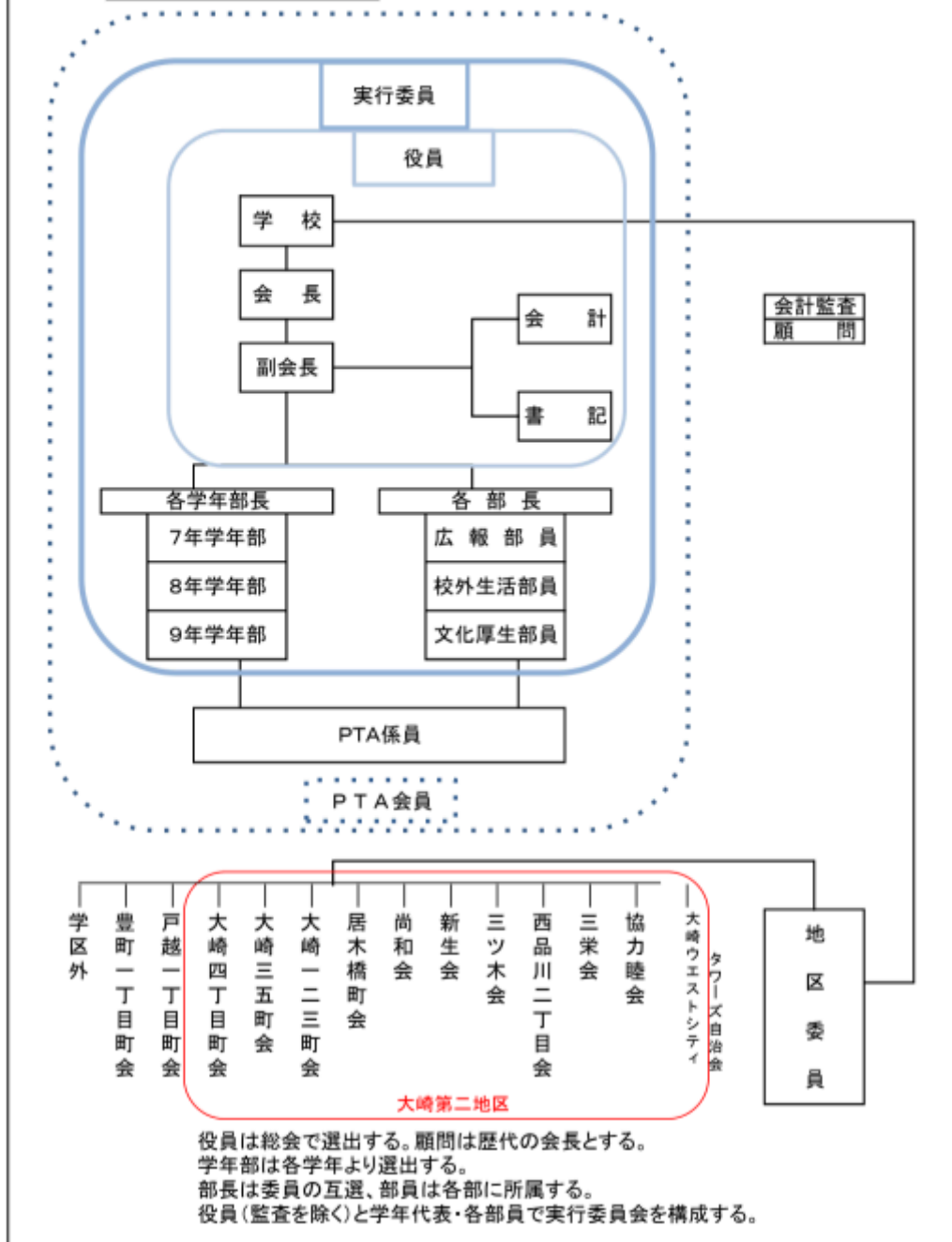
〈4〉この規定は実行委員会の決議により変更することができる。

- * 昭和六十二年三月七日 一部改正
- * 昭和六十三年四月五日 一部改正
- * 平成十一年五月十五日 一部改正
- * 平成十九年三月三日 一部改正
- * 令和七年三月二十四日 一部改正

P T A の 目 的

学校と家庭及び地域社会との緊密な連携により、
生徒の教育的環境の向上および福祉増進をはかるとともに、
会員の知識・教養の向上及び会員相互の親睦を深めることを目的とする。

P T A 組 織 図



品川区立大崎中学校PTA・個人情報保護方針

制定 2018年4月1日

大崎中学校PTA
会長加藤雅紀

1. 基本方針

品川区立大崎中学校PTA(以下「本会」)は個人情報の重要性を認識し、個人情報を保護することが社会的責務であると考え、個人情報に関する法令及び本会会則等を遵守し、本会で取り扱う個人情報の取得・利用、管理を適正に行います。

2. 適用範囲

本個人情報保護方針は、本会が行う各種事業において、会員の個人情報もしくはそれに準ずる情報を取り扱う際に、本会が遵守する方針を示したものです。

3. 個人情報の取得と利用目的

本会は、会員より以下の情報を収集することがあります。

- ・ 会員の氏名、連絡先、会員が保護者となっている品川区立大崎中学校(以下「本校」)の生徒の氏名
 - また、本会は会員から収集した情報を以下の目的の範囲内において、本会または本会と本校が共同で実施する事業の運営に利用します。会員の同意なく、情報の収集、目的外の利用を行うことはありません。
 - ・ 本会の役員及び会計監査の名簿作成及び役員間、本校との連絡のため
 - ・ 本会の各部委員の名簿作成及び委員間・役員間・本校との連絡のため
 - ・ 本会及び本校が実施する事業の参加者名簿の作成及び出欠席の調整等の連絡のため
 - ・ 本会役員推薦のための名簿作成及び役員推薦にかかわる候補者への連絡のため
- これらの目的の範囲を超える利用を行う場合には、個人情報を収集する際に必ず収集する情報とその利用目的を明示し、会員の同意を得るものとします。

4. 個人情報の管理

本会は、会員からご提供いただいた情報の管理について、以下を徹底します。

- 1) 情報の正確性確保
会員からご提供いただいた情報については、常に正確かつ最新の情報となるよう努めます。
- 2) 安全管理措置
本会は、組織的な個人情報の管理については、厳重に行います。
- 3) 委託先の監督
個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、適切な管理を行います。
- 4) 保存期間と廃棄
会員からご提供頂いた情報については、保存期間を設定し、保存期間終了後は廃棄します。また、保存期間内であっても、不要になった場合には速やかに廃棄します。

5. 第三者提供の有無

本会は会員からご提供いただいた個人情報を、以下の場合以外に第三者に提供することはありません。

- ・ 本校から求められた場合
- ・ 法令の定めに基づく場合
- ・ 会員または公共の生命・健康・財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

また、今後第三者提供を行う事になった場合には、提供する情報と提供目的などを提示し、会員から同意を得た場合にのみ第三者提供を行います。

また本会では、利用目的の達成に必要な範囲において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。

6. 個人情報の提示・開示・利用停止等

開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、本会所定の方法に基づき対応いたします。

以上